

【商工委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において商工委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、すべて成立した。

また、本委員会に付託された請願3種類36件は、いずれも保留とされた。

[法律案の審査]

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

現下の我が国経済にあっては、急激な円高の進展や内外価格差の存在、アジア諸国の急激な成長による国際的競争の激化等により、製造業等の国内における生産、投資が停滞しており、産業空洞化の懸念が生じている。

本法律案は、このような生産等の減少を余儀なくされている業種に属する事業者の事業革新を円滑化するため、事業革新計画の承認を受けた特定事業者に対して設備投資減税、産業基盤基金による債務保証等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業革新計画制度の弾力的運用、内外価格差調査の効果的活用、事業革新計画に伴う雇用安定対策等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

我が国のエネルギー供給の大半を占める石油の安定供給確保は政策の根幹をなすものであるが、より効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等、石油製品供給をめぐる環境に変化が生じている。

本法律案は、国内石油製品市場における輸入品との競争による市場原理を一層導入するため、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止するとともに、緊急時の供給確保、我が国石油製品市場の国際化と流通市場の効率化を進めるため、石油備蓄法及び揮発油販売業法の改正等の措置を講じようとするものである。

電気事業法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

我が国の電力需要は国民生活の高度化、電力の利便性等を反映して今後とも増大が見込まれるとともに夏季ピーク需要の尖鋭化により負荷率が悪化している。このような状況のなかで、安定供給の確保とより一層効率的な電力供給体制の構築が必要とされている。

こうした状況下で、本法律案は、発電部門への新規参入拡大のための卸電気

事業許可の原則撤廃、入札制度の導入、特定電気事業に係る制度の創設、料金規制の改善、保安規制の合理化等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、輸入自由化による石油製品の内外価格差及び製品間価格差の縮小への効果、指定地区制度廃止を受けた小規模給油所の経営への影響と対応策、新電気料金制度における指標の設定基準、分散型電源の導入・促進と環境への影響等の質疑が行われ、両法律案とも全会一致をもって可決された。

なお、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案に対しては4項目、電気事業法の一部を改正する法律案に対しては5項目の附帯決議がそれぞれ付された。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

東西冷戦構造崩壊後の国際情勢の下、大量破壊兵器の全面的禁止に関する国際的な認識の高まりにより「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに破棄に関する条約」が採択され、我が国も平成5年1月に署名を済ませた。

本法律案は、本条約の的確な実施を確保するため、化学兵器及びその製造を目的とした毒性物質等の製造、所持、譲り渡し及び譲り受けを禁止するとともに、化学兵器に使用されるおそれが高いとして条約に明記された化学物質について、製造及び使用の許可、運搬の届出等を義務付けるほか、国際機関による検査の受入れを義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特定物質の製造及び使用の実態、企業秘密の保護対策、中小企業に対する支援措置等について質疑が行われた後、各会派共同提案による修正案が提出され、修正案及び修正を除く原案は全会一致で可決された。

修正の内容は、過日、特定物質のサリンが不正に使用され、多くの人命が奪われる事件が発生したことから、特定物質の製造等の規制、罰則等の施行期日について公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日とするものである。なお、4項目の附帯決議が付された。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

近年、国民生活向上等に伴い、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場が逼迫する等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。一方、資源輸入国である我が国としては廃棄物を資源として有効に利用することが求められている。

本法律案は、一般廃棄物の相当部分を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、基本方針、分別基準適合物の再商品化に関する

る計画、市町村分別収集計画、都道府県分別収集促進計画、特定事業者の再商品化義務及び指定法人に関する事項等を定めようとするものである。

本法律案は、まず本会議において趣旨説明に対する質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、厚生委員会、農林水産委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会し、本法施行による廃棄物の減量効果、分別収集量と再商品化可能量の調整、事業者・市町村・消費者の費用分担の在り方、既存リサイクルシステムの位置付け等について質疑が行われた後、日本共産党より提出の修正案が賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月9日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策、平成7年兵庫県南部地震について質疑を行い、阪神・淡路大震災の被害状況、被災中小企業への対策、震災による経済への影響、景気動向等の問題が取り上げられた。

また、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、円高対策問題、内外価格差問題、法人税見直し問題、経済見通し達成の可能性等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月2日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件及び平成7年兵庫県南部地震に関する件について橋本通商産業大臣から所信及び報告を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件及び平成7年兵庫県南部地震に関する件について高村経済企画庁長官から所信及び報告を聴いた。
- 平成6年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件並びに平成7年兵庫県南部地震に関する件等について橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成7年3月2日（木）（第3回）

- 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第17号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第4回）

- 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第17号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第17号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第5回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管（中小企業庁を除く））について橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、橋本通商産業大臣、高村経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、大蔵省及び法務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）について橋本通商産業大臣、政府委員、外務省、防衛庁、警察庁、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年3月28日（火）（第6回）

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）を修正議決した。

（閣法第80号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産

反対会派 なし

欠席会派 新緑

なお、附帯決議を行った。

○平成7年4月11日（火）（第7回）

- 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
 - 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
- 以上両案について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月13日（木）（第8回）

- 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）
 - 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
- 以上両案について橋本通商産業大臣、政府委員、大蔵省及び文部省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

（閣法第51号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成7年6月5日（月）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成7年6月6日（火）（第10回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案について厚生委員会、農林水産委員会及び環境特別委員会からの連合審査会の開会申入れを受諾することを決定した。

○平成7年6月7日（水）（第11回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本商工会議所常務理事

西川 祐一君

日本チェーンストア協会環境問題委員会委員

稻岡 稔君

生活協同組合コープこうべ常勤相談役
船橋市環境部長

碓井 美智子君
吉岡 忠夫君

○平成7年6月7日（水） 商工委員会、厚生委員会、農林水産委員会、環境特別委員会連合審査会（第1回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について井出厚生大臣、宮下環境庁長官、政府委員、大蔵省及び文部省当局に対し質疑を行った。
 - 本連合審査会は今回をもって終了した。
-

○平成7年6月8日（木）（第12回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣、政府委員、科学技術庁、文部省、環境庁及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第97号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（水）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第118号外35件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、近年の内外の経済的環境の変化の影響を受けて、我が国製造業等の国内における生産、投資等が停滞しており、国民経済の健全な発展に支障を生ずるおそれがある状況にかんがみ、生産等の減少を余儀なくされている業種に属する事業者の事業革新を円滑化するための措置を講じ、もって国内生産活動の活性化を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定事業者による事業革新に対する支援

経済環境変化の影響を特に強く受けている業種（「特定業種」という）に属する事業者（「特定事業者」という）が有する、設備、技術等の既存経営資源の新たな形態・分野での有効活用（「事業革新」という）に対して以下の措置を講ずる。

(1) 事業革新計画の提出・承認

特定事業者は、新商品の開発・生産、新たな生産・販売・購入方式の導入のいずれかに該当する事業革新に係る目標、内容等を記載した事業革新計画を主務大臣（通商産業大臣、農林水産大臣、運輸大臣）に提出、その承認を受けることができる。

(2) 承認事業革新計画に従って行う事業に対する支援措置等

承認された事業革新計画に従って行う事業に対し、設備投資減税、産業基盤整備基金による債務保証、工場立地法上の配慮、公正取引委員会との調整、その他資金の確保への配慮等の支援措置等を講ずる。

2 活用事業者による経営資源活用事業に対する支援

特定事業者が事業革新を実施することによっても活用できない人材、設備、技術等を、中途採用者・設備の受入れ等により活用する他の事業者（「活用事業者」という）に対して以下の措置を講ずる。

(1) 活用事業計画の提出・承認

活用事業者は、経営資源の活用事業に係る目標、内容等を記載した活用事業計画を主務大臣（通商産業大臣、農林水産大臣、運輸大臣、厚生大臣）に提出、その承認を受けることができる。

(2) 承認活用事業計画に従って行う事業に対する支援措置

承認された活用事業計画に従って行う事業に対し、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置、その他資金の確保等の支援措置を講ずる。

3 その他

(1) 事業革新の円滑化のための情報提供等

事業革新の実施の円滑化を図るため、国は、我が国事業者の海外事業活動等の動向、内外価格差とその要因、事業に関連する取引慣行等に関する調査、情報収集及びその提供を行う。

(2) 経済・産業政策と雇用対策の一体的・総合的な推進

国及び都道府県は、失業の予防その他雇用の安定を図るための措置及び職業訓練の実施その他の能力の開発・向上を図るための措置等を講じる。

(3) 産業技術政策と大学等の研究行政の一体的・総合的な推進

文部大臣及び通商産業大臣は事業革新を促進するため、特定事業者と大

学等との研究開発における連携・協力の円滑化を図る。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 1 現下の内外環境の変化に伴う産業空洞化の懸念に対処するため、内需中心の適切な経済運営と規制緩和等の一層の推進に努めるとともに、製造業等の事業革新が雇用の維持を図りつつ円滑に行われるよう環境整備に努めること。
- 2 特定業種を定めるに当たっては、機動的に行うとともに、事業革新計画の承認に当たっては、雇用の安定に配慮するよう周知徹底に努めつつ、特定事業者の創意工夫や主体性が十分配慮されるよう弾力的に行うこと。
活用事業計画の承認についても、対内投資の促進、他分野からの事業進出の機会確保等多面的な活用が可能となるよう弾力的に対処すること。
- 3 内外価格差の調査に関しては、対象品目、調査方法及び公表時期等について、整合性にも留意しつつ、関係省庁連携のもと積極的に取り組むこと。
取引慣行に関する調査についても、その改善が一般的な取引秩序の改善、市場の効率化に資するものと認められる場合には公表に努めること。
- 4 事業革新計画に基づく事業革新の実施に当たり、労働移動が伴う場合においては、労働者の理解と協力を得つつ円滑に行うよう指導するとともに、雇用安定助成金の活用等雇用安定施策を積極的かつ適切に活用するよう主務省庁は労働省と協議連携を深め、関係業界団体等を含め周知徹底に努めること。
- 5 特定事業者の事業革新の円滑化に資する見地から、教育、研究の場における産官学の研究交流等の環境整備に努めるとともに、情報ネットワークシステムの整備、製造・製品の規格標準化の推進等新規分野の開発が円滑に進むよう努めること。

右決議する。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、石油製品供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進めるための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定石油製品輸入暫定措置法の廃止
特定石油製品輸入暫定措置法を廃止する。
- 2 石油備蓄法の一部改正

(1) 石油の基準備蓄量等

石油精製業者、石油販売業者及び石油輸入業者（以下、「石油精製業者等」という。）は、毎月、基準備蓄量（届出月の翌々月において石油精製業者等が常時保有すべき石油の数量）を通商産業大臣に届け出なければならない。

基準備蓄量の算定方式を、届出月の直前の12箇月の指定石油製品の生産量等を基礎として算定する方式に変更する。

石油精製業者等は、基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならない。この場合において、通商産業省令で定める場合に、原油をもって指定石油製品に代えることができる。

(2) 石油ガスの基準備蓄量等

石油ガス輸入業者についても、毎月の基準備蓄量の届出義務を定めるとともに、基準備蓄量の算定方式を石油の基準備蓄量の算定方式と同様のものに変更する。

(3) その他

罰則について所要の改正を行う。

3 撥発油販売業法の一部改正

(1) 題名及び目的

この法律の目的を、適正な品質の揮発油、軽油及び灯油を安定的に供給し、もって消費者の利益の保護に資することとし、題名を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に改める。

(2) 挥発油販売業者の登録

揮発油販売業者の登録についての指定地区制度に関する規定を廃止する。

(3) 挥発油の品質の確保

揮発油販売業者は、通商産業省令で定める揮発油規格に適合しない物を、自動車の燃料用の揮発油として消費者に販売してはならない。

揮発油生産業者、揮発油輸入業者等は、生産又は輸入した揮発油を、自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

揮発油販売業者は、通商産業省令で定める標準揮発油の基準に適合することを確認した揮発油を販売するときは、販売する施設又は設備に、標準揮発油の表示を掲示することができる。この場合を除くほか、標準揮発油の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

以上の規定に違反した場合、通商産業大臣は当該揮発油販売業者等に対して、必要な措置を取るべきことを指示することができる。その指示を受

けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 軽油の品質の確保

軽油販売業者は、通商産業省令で定める軽油規格に適合しない物を、自動車の燃料用の軽油として消費者に販売してはならない。

軽油販売業者、軽油生産業者及び軽油輸入業者等の義務について、揮発油に関する規定を準用する。

(5) 灯油の品質の確保

灯油販売業者は、通商産業省令で定める灯油規格に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油として消費者に販売してはならない。

灯油販売業者、灯油生産業者及び灯油輸入業者等の義務について、揮発油に関する規定を準用する。

(6) その他

販売価格に関する勧告等に関する規定を廃止するとともに、指定分析機関、帳簿の記載、報告徴収及び立入検査等並びに罰則について所要の改正を行う。

【附帯決議】

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 1 我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化の促進により、市場原理を通じて石油製品価格の適正化、内外価格差の是正が図られるよう留意すること。また、石油産業にかかる物流、保安等の一層の規制緩和についても幅広く検討すること。
 - 2 小規模給油所の経営効率化・体质強化を図るための構造改善事業等を強力に推進するとともに、転廃業に伴う相談事業等の対策の充実強化を図ること。
また、石油産業における規制緩和に伴う企業再編や合理化等の実施が、石油産業労働者の雇用及び労働条件の悪化を招くことのないよう十分配慮すること。
 - 3 不良揮発油等の流通を誘発することのないよう、品質の管理制度の実効性を確保すること。
 - 4 国家石油備蓄目標の達成を図る等、石油備蓄の一層の充実に努めること。

右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、近年の電力需要の増大、電気に係る技術の進歩等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電気の使用者の利益の一層の増進を図るために、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備

の効率的な使用を促進するよう料金規制を改善するとともに、保安規制を合理化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「卸電気事業」とは、一般電気事業者にその一般電気事業のための電気を供給する事業をいう。
- (2) 「特定電気事業」とは、特定の地点における需要に応じて電気を供給する事業をいう。
- (3) 「卸供給」とは、一般電気事業者に対するその一般電気事業のための電気の供給であって通商産業省令で定めるものをいう。
- (4) 「振替供給」とは、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所で、その受電した電気の量に相当する電気を供給することをいう。

2 発電部門への新規参入の拡大

- (1) 卸電気事業への参入に係る規制を緩和する。
- (2) 一般電気事業者の電源調達について入札制度を導入し、入札を通じた卸供給を行う者は、通商産業大臣の認可を受けることを要さないものとする。
- (3) 指定電気事業者（電力9社を予定）は、振替供給（卸託送）に係る料金その他の供給条件について振替供給約款を定め、通商産業大臣に届け出、公表しなければならないものとし、振替供給を不当に拒んだ場合は、通商産業大臣が振替供給を行うべきことを命ずることができるものとする。

3 特定電気事業に係る制度の創設

- (1) 特定電気事業を供給地点ごとの許可制とともに、供給先の需要に応じる供給能力を保有しているか等をその基準とする。
- (2) 料金その他の供給条件は通商産業大臣に届け出るものとし、その供給条件が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものである等の場合には、通商産業大臣がこれを変更すべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における供給を拒んではならないものとする。
- (4) 一般電気事業者は、通商産業大臣の認可を受けて、その供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と補完供給契約（事故その他の事由により、特定電気事業者が供給する電気に不足が生じた場合に、その不足する電気の供給を行うことを約する契約）を締結することができる。

4 料金規制の改善

- (1) 夜間電力の活用等による負荷平準化等に資する料金については、個別認可制から、需要家の幅広い選択を可能とする各種メニュー（選択約款）の

届出制に移行するものとする。

- (2) 選択約款が認可を受けた供給約款による需要家の利益を阻害するおそれがある等の場合には、通商産業大臣がこれを変更すべきことを命ずることができるものとする。

5 保安規制の合理化

- (1) 工事計画については届出を原則とし、特に必要なもののみを認可とともに、届出の不要な範囲を拡大する。
- (2) 工程ごとの使用前検査を原則として完成時検査のみとする。
- (3) 溶接検査については、溶接方法の認可を廃止して指定検査機関による確認とし、工程ごとの検査を記録確認により一括して検査可能にするとともに、全工程で行っている立会い検査は原則として最終段階の耐圧試験のみとする。
- (4) 耐圧工作物の定期検査について自主検査を導入する。
- (5) 通商産業大臣は、その指定する者（指定試験機関）に電気主任技術者試験の事務を行わせることができるものとする。

6 その他

- (1) 専ら一の建物内に限り電気を供給する場合は、通商産業大臣の許可を要さないものとする。
- (2) 太陽光発電等の小出力発電設備に係る規制を簡素化する。
- (3) 一般電気事業者の兼業については、省令に定める事業を行う時は、通商産業大臣の許可を要さないものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、制度改革が真に実効性のあるものとなるよう積極的に取り組むとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 電気が国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、今後とも良質で低廉な電力の安定供給の確保に努めること。こうした点を踏まえ、新電気料金制度の策定に当たっては、電気事業者の生産性向上意欲を極力引き出せるよう指標の設定等を行うこと。また、電気事業を支える人材の確保・雇用の安定に配慮しつつ、各種の合理化・効率化や技術開発への積極的な取組みを促進すること。
- 2 各種電源の持つ環境特性や経済性、立地バランス、需要動向などを考慮して、分散型電源の活用促進等の具体的な施策を行いつつ、最適かつ柔軟な電源構成の確立を目指すこと。なお、分散型電源の導入に当たっては、環境への影響について十分配慮すること。
- 3 負荷平準化を更に進めるため、需給調整契約等料金面からのピーク需要移

行対策を有効に活用しつつ、負荷移行機器の更なる開発・導入に積極的に取り組むこと。また、夏季ピーク時の需要抑制について国民の理解と協力が得られるよう情報提供等に努めること。

- 4 保安実績を踏まえつつ今後とも保安規制の機動的な見直しを図るとともに、保安規制における許認可の削減等行政改革の実効が十分確保されるよう新制度の運用に取り組むこと。

なお、今回の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、ライフラインである電力供給の確保を図るための耐震対策の在り方について検討を進めること。

- 5 需要家に対する公平・公正が損なわれることのないよう新制度を適切に運用すること。特に島嶼部を主たる供給区域とする電力会社に対しては、その特殊性を十分配慮すること。

右決議する。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、平成4年（1992年）9月に国際連合軍縮会議において採択された化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、化学兵器に使用されるおそれが高い毒性物質を規制する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「毒性物質」とは、人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質（以下「毒性」という。）を有する物質であって、条約の規定に則して政令で定めるものをいう。
- (2) 「化学兵器」とは、砲弾、ロケット弾その他の政令で定める兵器であって、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を充てんしたものをいう。
- (3) 「特定物質」とは、毒性物質及び毒性物質の原料となる物質（以下「原料物質」という。）のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものとして条約の規定に則して政令で定めるものをいう。
- (4) 「指定物質」とは、特定物質以外の毒性物質及び原料物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれがあるものとして条約の規定に則して政令で定めるものをいう。
- (5) 「第一種指定物質」とは、指定物質のうち化学兵器以外の用途に使用されることが少ないものとして条約の規定に則して政令で定めるものをいい、「第二種指定物質」とは、第一種指定物質以外の指定物質をいう。

- (6) 「国際機関」とは、条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をいう。
- 2 化学兵器の製造等の禁止
化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受け等を禁止する。
- 3 特定物質の製造等の規制
特定物質については、製造及び使用の許可、輸入の承認、製造・輸入・譲渡し・譲受け・所持の制限、運搬の届出、廃棄義務、製造及び使用に係る数量等の届出、製造等の記録義務などの規制を行う。
- 4 指定物質の製造等に係る届出
指定物質等について、次のとおり届出を義務付ける。
- (1) 第一種指定物質については、製造等及び使用の予定数量及び実績数量
 - (2) 第二種指定物質については、製造の予定数量及び実績数量
 - (3) 指定物質等の輸出入の実績数量
 - (4) 有機化学物質の製造の実績数量の区分
- 5 国際機関による検査等
国際機関の指定する者は、通商産業大臣の指定する職員の立会いの下に、条約の範囲内で検査等を実施できる。
- 6 その他
- (1) 通商産業大臣は、許可製造者等に対して業務に関し報告を徴収できる。
 - (2) 通商産業大臣は、職員に対して立入検査等をさせることができる。
 - (3) 本法の規定に違反した者に対する罰則規定を整備する。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案委員会修正

【要旨】

化学兵器の製造等の禁止、特定物質の製造等の規制、罰則等の施行期日について、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とするものである。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法の厳正な運用により、特定物質が不正に製造又は使用されることのないよう対応すること。
- 2 条約上義務付けられている各種データの国際機関への申告及び同機関による検査の受入れ等に当たっては、企業秘密の保護が十分に保障されるよう万全の措置を講ずること。
- 3 中小企業の負担を軽減するため、国際機関の検査の受入れ等に必要な体制の整備に対して適切な支援措置を講ずること。

4 条約義務の円滑な履行のため、条約及び本法の趣旨・内容等について化学関連企業のみならず、広く国民各層に周知徹底を図るとともに、特に国際機関の検査等による風評被害を未然に防止するため、適切な措置を講ずること。右決議する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

(閣法第97号)

【要旨】

本法律案は、一般廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、一般廃棄物の相当部分を占め、かつ、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、基本方針、分別基準適合物の再商品化に関する計画、市町村分別収集計画、都道府県分別収集促進計画、特定事業者の義務及び指定法人に関する事項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「特定容器」とは、商品に付された容器包装（びん、缶、紙、プラスチック製のもの等）のうち、主務省令で定めるものをいう。
- (2) 「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。
- (3) 「特定容器利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について特定容器を用いる事業者（輸入業者を含む。）をいう。
- (4) 「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行う者（輸入業者を含む。）をいう。
- (5) 「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について特定包装を用いる事業者（輸入業者を含む。）をいう。

2 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の作成等

(1) 基本方針の作成

主務大臣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本方針を作成し、公表する。

(2) 再商品化計画の作成

主務大臣は、基本方針に即して、市町村の分別収集した容器包装廃棄物の再商品化に関する計画を作成し、公表する。

(3) 容器包装廃棄物の分別収集に関する措置

① 市町村は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を作成し、都道府県に提出するとともに、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行わなければならな

い。

- ② 都道府県は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画を作成し、厚生大臣に提出するとともに、これを公表する。
- ③ 容器包装廃棄物を排出する者は、市町村の定める基準に従い、当該容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

3 容器包装に係る再商品化に関する措置

- (1) 特定容器利用事業者及び特定容器製造等事業者は、特定容器の属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、その使用量又は製造量に応じて、再商品化の義務を負う。
- (2) 特定包装利用事業者は、自らの事業において特定包装を用いる量に応じて、再商品化の義務を負う。
- (3) 特定事業者（特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者）が自らの義務量の再商品化を指定法人に委託した場合は、再商品化したものとみなす。
- (4) 特定事業者が自ら又は指定法人以外の者に委託して再商品化を行う場合は、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 指定法人

- (1) 主務大臣は、民法第34条の規定による法人であって、特定事業者の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を実施することを適正かつ確実に行うこと認められるものを指定することができる。
- (2) 指定法人による再商品化業務の適正かつ確実な実施を確保するため、再商品化業務規程の認可、事業計画等の認可、業務の休廃止の制限、契約の締結及び解除に対する制限、監督上必要な命令、報告の聴取、立入検査等の規定を設ける。

5 中小企業者等への配慮

一定の規模の中小企業者については、法律の適用除外とし、中小企業者等については、平成12年3月31日までの間、再商品化義務を猶予する。

6 その他

- (1) 指定法人等が行う再商品化業務については廃棄物処理法の特例とする。
- (2) 国は、再商品化費用の価格への反映について、広報活動等により国民の理解と協力を得るよう努める。
- (3) 再商品化により得られた物を利用できる事業者等に対しては、再生資源利用促進法で定めるところにより、これを利用する義務等を課す。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 本法が我が国のリサイクル社会の基礎づくり及び地球環境保全の一環となる法律として、その機能を十分發揮し、かつ排出自体の減量化にも資するものとなるよう、適切な制度運用を図るとともに、国民・事業者の意識の向上や意見の反映に努めること。

2 市町村の分別収集のための施設に対する支援等、分別収集を行う市町村に対し財政上の配慮を行うよう努めること。また、各市町村が自ら分別収集に要した費用を極力公表するよう指導すること。

なお、既存の民間リサイクルシステムが円滑に運用されるよう配慮するとともに、分別収集計画の作成に際しては、民間リサイクル関係者の意見を斟酌すること。

3 再商品化計画を策定する際は市町村の動向を十分考慮するとともに、各地域の再商品化技術及び再商品化事業者の動向について調査を行うよう努めること。

分別基準適合物の用途開発等に対する支援措置を講ずる等、再商品化可能量の拡大に努めること。

4 指定法人の事業の運営については、透明性・公平性が確保され、かつ、民間事業者等の創意工夫が十分發揮されるよう組織や人事等において特段の配慮を行うこと。

特に、入札制度の在り方については、評議員会の設置等を通じて適切に行うよう指導すること。

5 本法の適用が除外、若しくは猶予される中小企業者等においても、リサイクル推進の重要性を踏まえ、適切な対応に努めるよう指導すること。

6 地球環境問題の解決に資する観点から、資源の有効利用を図る関連産業の育成等のリサイクル政策を一層推進していくとともに、情報交換や技術交流についての国際的展開に努めること。

なお、製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷を評価するための手法について、諸外国との連携も踏まえつつ調査研究を進め、その確立を図るよう努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
※ 17	特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案	衆	7. 2. 6	7. 2.21 (予備)	7. 3.16 可 決 附帯決議	7. 3.17 可 決	7. 2.13	7. 2.21 可 決 附帯決議	7. 2.23 可 決	
50	石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案	"	2.21	2.27 (予備)	4.13 可 決 附帯決議	4.14 可 決	2.21	3.28 可 決 附帯決議	3.30 可 決	
51	電気事業法の一部を改正する法律案	"	2.21	2.27 (予備)	4.13 可 決 附帯決議	4.14 可 決	2.22	3.28 可 決 附帯決議	3.30 可 決	
80	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案	参	3.13	3.16	3.28 修 正 附帯決議	3.29 修 正	3.13 (予備)	3.30 可 決 附帯決議	3.30 可 決	
97	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案	衆	4.28	6. 5	6. 8 可 決 附帯決議	6. 9 可 決	5.26	6. 1 可 決 附帯決議	6. 2 可 決	7. 5.26 衆本会議趣旨説明 6. 5 参本会議趣旨説明